

日本台湾交流協会から支出可能な経費項目とその内訳

商談会	セミナー ※1	展示会 ※2
○会場借料 ○茶菓料（水、お茶等の飲料代） ※アルコール類は対象外 ○機器等借料 ○設営費 ○日本側参加企業PR資料 翻訳費 ○日本側参加企業PR資料 印刷製本費 ○通訳費 ○懇談会会場借料	○会場借料 ○茶菓料（水、お茶等の飲料代） ※アルコール類は対象外 ○機器等借料 ○設営費 ○講師旅費（3名まで） ○講師謝金（3名まで） ○資料翻訳費 ○資料印刷製本費 ○通訳費	○展示物輸送料 ○ブースアテンダント費 （2名まで）

[各項目の説明]

経費項目	内容
会場借料	商談会、セミナーもしくは懇談会の実施に直接必要な会場使用料として支払われる経費
茶菓料	商談会もしくはセミナーの実施に直接必要な飲料費（水、お茶、コーヒー等（アルコールを除く））として支払われる経費
機器等借料	商談会もしくはセミナーの実施に直接必要な機器・設備類のリースもしくはレンタル料等にかかる経費
設営費	会場看板や案内板、受付案内板、卓上看板などのデザインや制作、設置といった会場設営にかかる造作代や工事費等として支払われる経費
講師旅費	セミナー実施にあたり講師として出席するための旅費等交通費や日当、宿泊費として支払われる経費（交流協会規程に基づく。）
講師謝金	セミナー実施にあたり直接必要な専門的知識の提供（講演）について協力を得た者に対する謝礼として支払われる経費（交流協会規程に基づく。）
資料翻訳費	商談会もしくはセミナーの実施に直接必要な日本側参加企業PR資料、セミナー資料の翻訳にかかる経費
印刷製本費	商談会もしくはセミナーの実施に直接必要な日本側参加企業PR資料、セミナー資料の印刷製本にかかる経費
通訳費	商談会もしくはセミナーの実施にあたり、日本語と中国語の通訳にかかる経費（商談会では、参加企業1社につき1名配置可能です。）
展示物輸送料	日本から展示物を輸送する場合の輸送料 ただし、実施団体が取りまとめて輸送手続きをしたものが対象。
ブースアテンダント費	国際展示会に出展する場合の展示ブース内で補助・通訳業務を行うアテンダントの雇用費。（2名まで）

※1 同時期に商談会を開催しない場合でも対象とする。

ただし、その場合は、五大産業、循環型経済及び新南向政策といった台湾が重点とする産業分野のもので、今後の日本企業のビジネスチャンスに繋がることが期待できるものに限定する。

※2 訪台期間中に商談会も開催する場合に限り対象とする。